

市第 77 号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意について

1 議案の趣旨 (議案書 317 ページ)

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

2 提案理由 (議案書 318 ページ)

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により提案する。

※根拠法令の条文は議案書 319～320 ページに記載

3 議案の概要

第 1 申請の対象となる路線名 (議案書 317 ページ)

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで)
- (2) 神奈川県道高速湾岸 (金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで)
- (3) 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- (4) 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- (5) 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- (6) 横浜市道高速横浜環状北線
- (7) 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

料金の額及びその徴収期間に関する変更 (議案書 317 ページ)

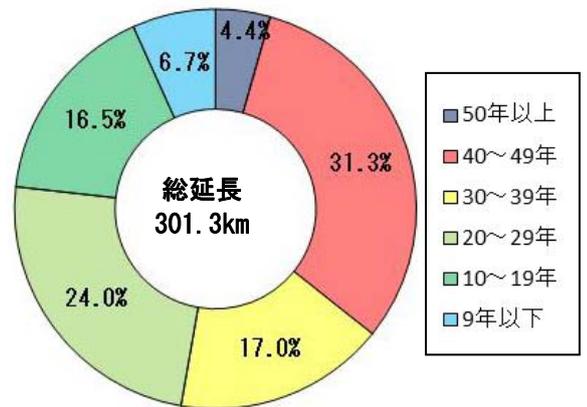
・現行の事業許可において、平成 62 年 9 月 30 日までとされている料金の徴収期間を高速道路の更新財源を確保するため、平成 77 年 9 月 30 日まで延長する。

(更新財源は料金徴収期間の延長のみで確保し、出資金など本市の負担はありません。)

4 首都高速道路の更新計画について

(1) 首都高速道路の現状

首都高速道路の総延長は約 300km に達しており、供用から 40 年以上経過した構造物が約 3 割を占めるなど、施設の高齢化とともに、過酷な使用状況により損傷が多数発生し、重大な損傷も発見されている状況にあります。



開通からの経過年数 (H25.12月末時点)

(2) 首都高速道路の更新計画

【社会資本整備審議会 国土幹線道路部会(26年6月25日)資料より抜粋】

区分	路線	延長	事業費(税込) (用地費含む)
大規模更新 (橋梁の架け替え、床版の取替え等)	1号羽田線、3号渋谷線、都心環状線	8km	3,775億円
大規模修繕 (構造物全体の大規模な補修)	3号渋谷線、4号新宿線 他	55km	2,487億円
計			6,262億円

大規模修繕実施箇所

- ・ 3号渋谷線、4号新宿線他 55km
- ・ 実施箇所は、損傷状況を精査した上で選定
- ・ 上記箇所は古い基準で設計された橋梁